

主要関係団体支援規程

松風台自治会
2024.08.18 改訂 H

1 目的

本規程は、自治会の主要関係団体の運営を的確、かつ円滑にするために、自治会役員の主要関係団体への役員兼務について定める。

2 各団体への支援方法

ここでは自治会からの人材派遣方法のみを規定し、具体的な支援活動は各団体のそれぞれの定めに従う。

主要関係団体	役員の兼務
①松風台自治会防災会 (略称「防災会」)	自治会長は「防災会」の会長を兼務する。
②松風台社会福祉協議会 (略称「社協」)	自治会役員から 3 名が、「社協」の会長、副会長、会計を兼務する。
③まちづくり運営委員会 (略称「まちづくり」)	自治会会長が「まちづくり」の委員長を兼務し、必要に応じて、自治会役員から若干名が「まちづくり」の委員を兼務する。

香川地区体育振興会(略称「体振」)への人材派遣は、「体振」の定めに従う。

3 本規程の改訂廃止

本規程は役員会の承認を得て改訂廃止する。

4 付則

本規程は 2025 年度から施行する。

制定改訂履歴

制定改訂	年月日	制定のいきさつ、及び改訂箇所とその理由
制定	2005.04.10	新規制定
改訂 A	2011.03.16	その後の望ましい実態に合わせて見直し改訂
改訂 B	2012.11.17	書き方を規程統一して、まちづくり運営委員会を追加した。
改訂 C	2017.03.11	会計監査の名称を監事に変更。
改訂 D	2018.01.13	防災会規則の改訂に伴い翌年度以降の人材派遣は取り止め、香川体振への派遣は「体振」の定めに従う。
改訂 E	2019.02.09	自治会長が「まちづくり」の委員長を兼務する。
改訂 F	2020.03.22	「副会長、事務局長は防災会の副会長、事務局長を兼務する」を削除。
改訂 G	2023.5.21	「自治会長がまちづくりの委員長を兼務」→「自治会副会長が兼務とする」。 若干名→2 名。
改訂 H	2024.08.18	会則と整合性をとるため、当該年度役員兼務の見直し及び翌年度以降の人材派遣を削除。